販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 平成29年度補正予算事業

小規模事業者持続化補助金

▶経営計画に基づいて実施する販路開拓等の

取り組みに対し**50万円**を上限に補助金 (補助率:2/3)が出ます

- •①従業員の賃金を引き上げる取組を行う事業者、②買物弱者対策取組、③海外展開の取組は、100万円が上限になります。
- •複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、 上限は100万円~500万円です。*連携小規模事業者数によります。
- ▶ 計画の作成や販路開拓の実施の際、 商工会議所の指導・助言を受けられます

《対象となる取組の例》

- ①広告宣伝
 - ・新たな顧客層の取込を狙い、チラシを作成・配布
 - ・店舗の認知度向上を目的とした看板の設置
- ②集客力を高めるための店舗改装
 - ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③商談会・展示会への出展
 - ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ④新たな商品・サービス提供のための製造機器の導入・試作開発の実施
 - ・3Dプリンターを導入し、新商品の開発
 - ・原材料を購入して新製品・商品の試作開発
- ⑤ITを活用した広報や業務効率化
 - ・ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

お問合わせ先

佐久商工会議所

電話:0267-62-2520

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(申請書類の提出先)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話:03-6447-2106[9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日、年末年始除()]

URL: http://h29.jizokukahojokin.info/

【概要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第 51号)第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業

・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、 専門家謝金、専門家旅費、車両購入費(買物弱者対策事業の場合に限ります)、設備処分費 (補助対象経費総額の1/2が上限)、委託費、外注費

◆補助率•補助額

- 補助率 補助対象経費の2/3以内
- 上限50万円(①従業員の賃金を引き上げる取組を行う事業者、②買物弱者対策の取組、 ③海外展開の取組は上限100万円)
 - *複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円~500万円です。

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ

余の地 裕作域 を成の **も・商** っ交エ て付会 依議 頼所 はに 対 す お 切 る ま いで 支 + 援 分 計 まな 画

工 ①経営計画書・補助事業計画書の作成 会 議 ②地域の商工会議所での補助事業者の要件を満たして 所 いるか等の確認を受けるとともに、事業支援計画書等 മ 受指 の作成・交付を依頼【*】 分導 ③送付締切までに日本商工会議所(補助金事務局)へ る 助 ے ح 申請書類一式を送付 がを ④日本商工会議所による審査、採択・不採択の決定 で き (5)(以下、採択の場合)交付決定後、販路開拓の取組実施 ま

⑥所定の期限までに実績報告書等の提出 ⑦日本商工会議所による報告書等の確認

⑧報告書等の不足・不備がないことの確認が終わり次第、 補助金を請求・受領(精算払い)

※「買物弱者 対策の取組」を 申請しようとす る場合は、取組 を行う地域の市 区役所•町村役 場が発行する 「推薦書」が必 要です。

商

す

※代表者の満年齢 が平成29年12月 31日現在で60歳 以上の場合、事業 承継診断票(地域 の商工会議所が 作成・交付)も必要 です。

【*】本事業の趣旨から、社外の代 理人のみでの、地域の商工会議所へ の相談や「事業支援計画書」の交付 依頼等を行うことはご遠慮ください。

◆手続きの期限等

	平成29年度補正予算事業
1. 申請受付開始	平成30年 3月 9日(金)
2. 日本商工会議所(補助金事務局) への申請書類一式の送付締切(上記③)	平成30年 5月18日(金) 【最終日当日消印有効】
3. 採択結果公表	平成30年7月中予定
4. 補助事業の実施期限	交付決定通知受領後から 平成30年12月31日(月)まで